

令和2年4月20日

保護者様

阿賀町教育委員会  
教育長 遠藤 佐  
阿賀町立三川中学校  
校長 平野 智樹

## 新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業について

日頃より、本町教育行政の推進に対しましては、特段なるご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、日本国内における、新型コロナウイルス感染症の発生が増加傾向にあります。政府の全国緊急事態宣言を受け、新潟県教育委員会から学校の臨時休業を求める依頼がありました。

これを受けて、本町教育委員会におきましても政府、新潟県教育委員会の依頼に基づき、下記のとおり町内小・中学校の臨時休業を決定しましたので、お知らせします。

この緊急の措置により保護者の皆様にはご負担をお掛けすることになりますが、ご理解のほどお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休業期間 令和2年4月23日（木）から令和2年5月6日（水）まで

※本町在住者に感染者が出る等、今後の感染状況により、臨時休業期間を早めたり、伸ばしたりする可能性があります。その場合は、再度ご連絡をいたします。

#### 2 臨時休業期間中の学習等に関する事項

- ・児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け、学習を計画的に継続できるように事前指導をします。
- ・健康観察、心のケア、学習指導及び学習状況の把握等を目的とし、電話やメール等で担任や関係職員が連絡をすることがあります。

#### 3 登校日について

- ・**4月28日（火）を登校日とします。**登校は通常の時間ですが、下校時間は10時頃とします。
- ・体調不良がみられた場合は、無理をしないで自宅で休養させてください。

つきましては、ご家庭におきましても、感染症防止に係る健康管理を行うなど、ご理解とご協力をお願いいたします。